

様

職 氏 名

令和 年度ブロッコリー産地の広域化・生産強化総合対策事業費補助金  
交付決定通知書

年 月 日付の申請書（以下「申請書」という。）で申請のあったブロッコリー産地の広域化・生産強化総合対策事業費補助金（以下「本補助金」という。）については、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので、規則第8条第1項の規定により通知します。

記

1 対象事業

本補助金の対象事業は、申請書に記載されたとおりとする。

2 交付決定額等

本補助金の算定基準額及び交付決定額は、次のとおりとする。ただし、対象事業の内容が変更された場合におけるそれらの額については、別に通知するところによる。

（1）算定基準額	金	円
（2）交付決定額	金	円

3 経費の配分

本補助金の補助対象経費の配分及びその配分された経費に対応する交付決定額は、申請書に記載されたとおりとする。ただし、対象事業の内容が変更された場合においては、別に通知するところによる。

4 交付額の確定

本補助金の額の確定は、補助対象経費の実績額について、ブロッコリー産地の広域化・生産強化総合対策事業費補助金交付要綱（令和3年3月26日付第202000308559号農林水産部長通知。以下「要綱」という。）第3条第2項及び第5条第3項の規定を適用して算定した額と、前記2の（2）の交付決定額（変更された場合は、変更後の額とする。）のいずれか低い額により行う。

5 補助規程の遵守

本補助金の收受及び使用、対象事業の遂行等に当たっては、規則及び要綱の規定に従わなければならない。

様

職 氏 名

令和 年度ブロッコリー産地の広域化・生産強化総合対策事業仕入  
控除税額確定報告書

年 月 日付 第 号により交付決定の通知のあったブロッコリー産地の  
広域化・生産強化総合対策事業費補助金について、ブロッコリー産地の広域化・生産強化  
総合対策事業費補助金交付要綱第10条第4項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1 規則第18条の補助金の額の確定額 ( 年 月 日付第 号による額の確定通知額)	金	円
2 補助金の確定時に減額した仕入れに係る消費税等相当額	金	円
3 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入れに係る 消費税相当額	金	円
4 補助金返還相当額(3-2)	金	円

(注) 事業実施主体別の内訳資料、その他参考となる資料を添付すること。